

労働者の石綿による健康障害防止対策 の強化について（報告）

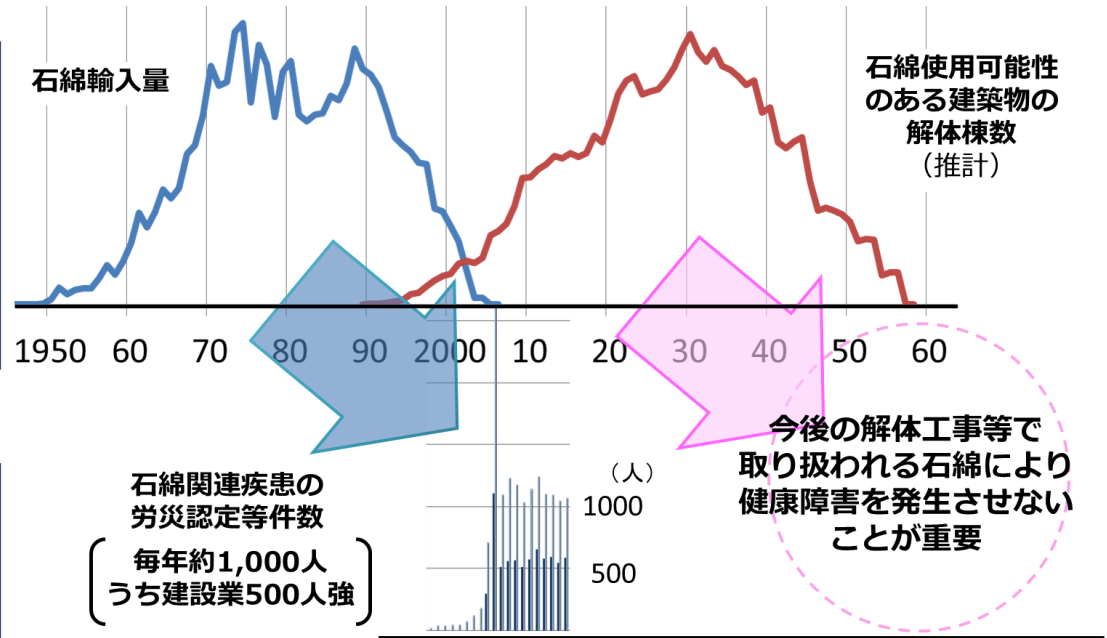
労働者の石綿健康障害防止対策の強化

現状と課題

- ・過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- ・今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要



労働安全衛生法第6条に基づく
「第13次労働災害防止計画」において
石綿対策の強化を盛り込んだ
(平成30年2月厚生労働大臣決定)



第13次労働災害防止計画（抜粋）（計画期間：2018年度～2022年度）

- 石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討
 - ・建築物の解体等作業において石綿に関する事前調査を行う者の要件について検討
 - ・建材中の石綿含有分析を行う者の要件について検討
- 石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿把握漏れ防止を徹底
 - （これまでは石綿含有の吹きつけ材、保温材・耐火被覆材・断熱材等がある解体改修現場のみ届出を義務づけていたが、石綿の有無にかかわらず、石綿が含まれている可能性が高い建築物の解体改修工事は労働基準監督署への届出の義務づけを検討し、必要に応じて、事業者の石綿把握漏れが疑われる現場への立入りを実施
- 石綿ばく露防止措置を講じない事業者、解体工事の発注者等への対応策の検討 等

アスベスト対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 －飛散・ばく露防止対策を中心として－（平成28年5月総務省） （抜粋）

今回、調査対象16県^{（注）}内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が**事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等**を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが**52件確認**された。

（注）北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県。

（中略）

なお、52件のうち**41件**は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる**無届出**による解体等工事であり、また**29件**（うち、無届出24件）は、**アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められる**など、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。

レベル3建材規制を実施している県市では、（中略）また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、（中略）**届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後**にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている^{（注）}。

（注）上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

1 目的

建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関して、現在の技術的知見等も踏まえ検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

2 検討事項

- (1) 建築物の解体・改修等に係る労働者の石綿ばく露防止対策において充実すべき点の検討
- (2) その他

3 検討体制




- ・ 平成30年7月～
- ・ **第5回（12月3日開催）に中間とりまとめ**
- ・ 年度末を目途に最終とりまとめ予定

4 参集者

- | | |
|--------|---|
| 出野 政雄 | (公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事 |
| 漆原 肇 | 日本労働組合総連合会 労働法制局長 |
| 笠井 賢一 | (一社) 全国建設業協会 環境専門特別委員 |
| 古賀 純子 | 芝浦工業大学建築学科教授 |
| 田久 悟 | 全国建設労働組合総連合 労働対策部長 |
| ○豊澤 康男 | 前(独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長 |
| 中村 憲司 | (独法) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所主任研究員 |
| 本多 敦郎 | (一社) 日本建設業連合会 安全委員会安全対策部会長 |
| 村井 孝嗣 | (一社) 住宅生産団体連合会 環境委員会委員、積水ハウス株式会社環境推進部課長 |
| 本橋 健司 | (一社) 建築研究振興協会会長 |
| 本山 謙治 | 建設業労働災害防止協会 技術管理部長 |

※○は座長、50音順

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 中間取りまとめ【概要】

現行		見直し案（中間取りまとめ）					
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤化</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離等</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）</p> <p>計画届（レベル2も計画届） 注 ※ 十四日前</p>	<p>事前調査 ※調査方法を明確化</p> <p>資格者による調査</p> <p>調査結果の保存、現場への備え付け</p> <p>作業計画</p> <p>作業状況等の写真等による記録・保存</p> <p>掲示</p> <p>湿潤化</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>隔離解除前の取り残し確認等</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>健康診断</p>	<p>負圧隔離等</p>	<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>注 ※ 十四日前</p>	<p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>隔離解除前の取り残し確認等</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 				<p>ケイ酸カルシウム板1種^{※2}</p>			
				<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>			<p>隔離 ※負圧は不要</p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事（年約20万件）及び請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（年約200万件）

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

注 令和元年12月検討会で合意された事項